自転車駐車場の規模の算出計算書

【条例第6条第2項に規定する「特定商業地域」以外】

			施設面積の区分				
施設の用途		施設面積 (m2)	自転車駐車場の規模				必要台数計 (台)
			必要台数(台)				
1	遊技場	2,500.00	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 5,000m2以下の部分	5,000m2を超える部分		167
			15m2までごとに1台	15m2までごとに1台	施設面積に かかわらず0台		
			67	100			
	小売店舗・コンビニ エンスストア	2,800.05	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 10,000m2以下の部分	10,000m2を超える部分		92
2			15m2までごとに1台	75m2までごとに1台	施設面積に かかわらず0台		
			67	25			
3	飲食店・カラオケ ボックス等	2,000.10	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 5,000m2以下の部分	5,000m2を超える部分		81
			15m2までごとに1台	75m2までごとに1台	施設面積に かかわらず0台		
			67	14			
4	レンタルビデオ店	1,400.15	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 5,000m2以下の部分	5,000m2を超える部分		73
			15m2までごとに1台	75m2までごとに1台	施設面積に かかわらず0台		
			67	6			
5	スポーツ施設	3,000.20	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 5,000m2以下の部分	5,000m2を超える部分		71
			20m2までごとに1台	100m2までごとに1台	施設面積に かかわらず0台		
			50	21			
6	官公署等	2,000.75	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 5,000m2以下の部分	5,000m2を超える部分	5,000m2を超える部分	63
			20m2までごとに1台	100m2までごとに1台	施設面積に かかわらず0台		
			50	11			
7	銀行	3,000.43	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 5,000m2以下の部分	5,000m2を超える部分		57
			25m2までごとに1台	125m2までごとに1台	施設面積に かかわらず0台		
			40	17			
8	郵便局	2,000.65	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 5,000m2以下の部分	5,000m2を超える部分		49
			25m2までごとに1台	125m2までごとに1台	施設面積に かかわらず0台		
			40	9			
9	学習施設	4,500.95	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 5,000m2以下の部分	5,000m2を超える部分		58
			30m2までごとに1台	150m2までごとに1台	施設面積に かかわらず0台		
			34	24			
10	映画館•劇場	6,000.51	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 5,000m2以下の部分	5,000m2を超える部分		61
			30m2までごとに1台	150m2までごとに1台	施設面積にかかわらず0台		
			34	27			
11	病院•診療所	8,000.11	1,000m2以下の部分	1,000m2を超え 5,000m2以下の部分	5,000m2を超え 10,000m2以下の部分	での部分 10,000m2を超える部分 とに1台 施設面積に	122
			30m2までごとに1台	60m2までごとに1台	150m2までごとに1台		
			34	67	21	かかわらず0台	
	施設合計	37,203.90	550	321	21	-	892
					既存の施設に係る自転車駐車場の規模(台)		10
				附置義務台数(台) (=①-②)		882	

注1 増築等の場合にあっては、施設面積の欄にはその増築等に係る部分に既存の部分を加え、条例第7条に規定する不適用部分を除いた 施設面積を記入すること。

² 必要台数の欄には施設面積の区分ごとに算定した台数(小数点以下を切り上げる)を記入すること。